

FASF セミナー「四半期報告書作成上の留意点（2019年6月第1四半期提出用）」の開催



財務会計基準機構（FASF）では、6月6日（木）～20日（木）にかけて、東京（2回）、大阪、名古屋、札幌、仙台、金沢、広島、高松、福岡の9か所で計10回にわたり四半期報告書のセミナーを開催しました。

本セミナーは、金融庁企画市場局企業開示課の担当者による「ディスクロージャー制度を巡る最近の動向等」、企業会計基準委員会（ASBJ）による「ASBJの活動状況と会計基準の最近の動向等」及びFASFによる「四半期報告書の作成上

の留意点（2019年6月第1四半期提出用）」の3部構成で行いました。

金融庁企画市場局企業開示課の担当者による「ディスクロージャー制度を巡る最近の動向等」では、開示制度の改正等について、具体的には、「記述情報の充実」、「四半期開示」、「四半期レビュー報告書の記載内容」について講演が行われました。

ASBJによる「ASBJの活動状況と会計基準の最近の動向等」では、国内会計基準の開発の状況を中心に説明が行われました。はじめに活動の基本方針について説明し、その後、時価算定に関する会計基準、金融商品に関する会計基準、リースに関する会計基準及びその他の会計基準について、検討の経緯やその内容について説明しました。

FASFによる「四半期報告書の作成上の留意点（2019年6月第1四半期提出用）」では、非財務情報について、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の提言を踏まえて改正された「事業等のリスク」及び「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」について、当該改正を当第1四半期から早期適用する場合について説明し、続いて財務情報について、2018年9月に改正された実務対応報告第18号等及び2019年1月に改正された「企業結合に関する会計基準」等に関する留意点について説明しました。